

○議長（中西峰雄君）引き続き一般質問を行います。

順番17、12番 辻本君。

〔12番（辻本 勉君）登壇〕

○12番（辻本 勉君）それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

9月定例会、最後の最後ですが、昼を挟みますけども、あと1時間びっちりやらせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、国政がいろいろ変動しておるんですけども、だれが総理大臣になっても国政は混乱するやろうと言われておりますけども、国はともかく、私たちは橋本市民の目線に立った政治をやっぴりやっぴりいかなあかんということで、市民の意見を吸い上げた中で、それを市政に反映していくということなので、それからいきますと、この一般質問というのは大変大事な機会でありますし、当局ときちんとやっぴり議論をして、中身の濃いものにして前向きに進めていけたらと思うんですけども、今定例会も今までずっと見ておりましたら、なかなか進まない問題もありますし、議論がかみ合わないという点もありますので、今後、この一般質問の答弁と質問等につきましては、それぞれが十分勉強した中で、より良いものにしていけたらなと思っておりますので、最後につきましてはいいご答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは始めます。今回、まず一つ目ですけども、ひきこもりの現状と今後の支援、教育相談センターの充実及び子ども・若者育成支援推進について、ということです。

不登校児童対策については、かなり以前からやられておりました、特に義務教育の間につきましては、行政も教育委員会や学校現場等においてかなり力を注いでいただいております。きょうの新聞報道にもあったんですけども、実際の中身については若干まだ検討されてないんですが、不登校は減っているようなんですが、しかしながら、不登校からひきこもりへという、こういう現状がありまして、その支援というのが続いていかないというのが、今、大変大きな問題でありまして、学校を卒業する年齢に達した後、その若者の自己確立と自律をどうするかという課題が残され、今、全国的な問題となっております。これは、教育だけの問題ではなしに、福祉も含めまして全体的な大きな問題でありますので、十分ご理解をいただきたいなと思います。

不登校児のまま学校を卒業し、社会参加ができないでいる若者、いわゆる「ひきこもり」の支援策が求められています。実態把握の難しさ、支援を「どのような形で」、「どう援助したら良いのか」数少ない支援者は大変苦慮しているというのが現実であります。行政はこのひきこもり問題をどのように考え、今後どのような支援をし、どのような対策をしなくてはならないと考えているのかお尋ねいたします。

また、現在、杉村公園内に設置されている教育相談センターは、問題を抱えた子どもたちにとって重要な役割を果たしています。しかしながら、ここにつきましても一応義務教育までということなので、先ほど言いましたとおり、不登校からひきこもりへの支援が続いていかないというのは、この辺にあるんで

はなかろうかなと考えています。そういう意味でも、さらなる充実についての考え方をお尋ねするとともに、また、国において出されました平成22年4月から施行されます子ども・若者育成支援推進法に基づいて、和歌山県も本年度から積極的に取り組む体制をつくっております。育成班ができて、人数は今、少ないんですけども、積極的に取り組む姿勢を見せております。本市は、今後この子ども・若者育成支援推進について、従来からの子育て支援とあわせて、どのような考え方を持っているのかをお尋ねいたします。

まず1点目ですけれども、ひきこもりの現状把握についてということで、いろいろ新聞報道では数字が出ておるんですけども、これは大変難しいんです。現状で把握している部分をお尋ねしたい。

2番目としまして、支援グループがあるわけですけども、これも数少ない支援グループだと思います。この支援グループの活動をどのように把握しているのか。そして、行政として、どのようなバックアップをしているのかということについてお願いします。

3点目は、ここが一番大事なので、今後の対策についてということ。

4番目は、教育相談センターの充実について。

5番目としまして、先ほども言いました国の施策であります、子ども・若者育成支援推進法に基づいて、今まで本市が実施しております種々の子育て支援事業とあわせて、本市はどのような取り組みを考えているのかということ。今回は特に、若者支援についてを重点的にお聞かせいただきたいなと思っております。この子ども・若者育成支援推進法につきましては、本年4月からということで、理解をされてない方、これは内閣府が出しておりますので、全く行政側、市長部局のほうは、

本来、市長部局が中心にやるべき問題でありますけれども、ほとんど理解をされてないと思っておりますので、その辺をお尋ねしたいと思っております。

続きまして、嘱託職員の適正要員・適正配置と、嘱託職員及び臨時職員の賃金と評価制度についてということで、このことにつきましては、初日に4番議員が公民館の関係で部分的にやられていました。また、11番議員と中西議員が、要員とか人事評価等についてされたんですけども、私のほうは最後ですから、ダブらない程度にきちっと詰めていきたいなと考えております。

合併後、市職員の要員適正化に基づいて正規職員が大幅に削減され、あわせて人件費削減がなされています。その中で、嘱託・臨時職員の役割が大きくなっています。特に、公民館とか文化センター、保育園、図書館も含め、児童館も含め、いろいろな出先機関があるわけですけども、それにつきましては、従来、正規職員がやっておったわけでありまして、正規職員にかわり、正規職員に引けをとらない、人によってはそれ以上の責任を持ち、業務を嘱託職員等がこなしておるわけでありまして。臨時職員も含めますが、特に嘱託職員は長く勤めておられると。経験も豊富で能力の高い方が在職されております。初日にもありましたが、公民館等につきましては主事資格をとって、館長にかわるぐらいの力量の方もおられますので、そういうことから考えますと、賃金の問題についても考えていかななくてはならんのかなと。

特に、そんな中で管理職と言われる嘱託職員の賃金につきましては、責任の重さを考えますと、また、一般嘱託職員との差もないということで、これは時間外等をとられますと逆転する場合も多々あるということなので、当然見直しが必要ではないかなと考えており

ます。

また、一般嘱託職員の賃金についても、これは勤続1年、5年、10年であっても賃金は全く同じということなので、これは少しいかなものかなど。賃金というのは労働の対価であるので、経験を積み、能力アップすれば、賃金もアップするのが当然であり、そのことによって、さらにスキルアップするわけであります。

そういうことで、賃金については見直しをお願いしたいということなのですが、このことを実施するためには、嘱託職員の人事評価制度をやっぴり確立していかないと。だれでもかれでも上げていけばいい、勤続を積み上げたらいいという問題ではありませんので、嘱託職員の人事評価制度をやっぴり確立していく。そして、嘱託職員の賃金表をきちっと作成して、適正に運営すべきであると考えておりますが、当局の考えをお尋ねいたします。

①嘱託職員及び臨時職員の賃金見直しについて。

②嘱託職員及び臨時職員の現状と適正要員について。

③賃金表及び評価制度について。

④臨時職員から嘱託職員への登用について。

以上、1回目の質問をします。

○議長（中西峰雄君）この際、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時55分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番17、12番 辻本君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）辻本議員のひきこもりに対するご質問にお答えをいたしますが、辻本議員は常々、青少年健全育成の市民会議の会長を長きにわたってなされておまして、本問題についても非常に多大なお力添えをいただいておりますことに対して、まず感謝申し上げます。

さて、ひきこもりは、さまざまな要因が複雑に絡んで生じるメンタルヘルス上の問題であり、ひきこもり者やその家族など当事者だけでは解決が困難なケースが少なくありません。

和歌山県では、平成16年度から各保健所及び県精神保健福祉センターに「ひきこもり相談窓口」が設置され、ひきこもり者やその家族への支援を行っております。

平成21年9月には、地域のひきこもり支援の核となる機関として、和歌山県精神保健福祉センター内に「ひきこもり地域支援センター」が開設されました。

橋本市では、ひきこもり者やその家族からの相談に対して、橋本保健所や県精神保健福祉センターの「ひきこもり相談窓口」を紹介するなど、担当の相談員へとつないでおります。

また、県精神保健福祉センターから、ひきこもり者やその家族を対象とした交流会や講習会の案内を受け、窓口配布や市内関係機関に周知したり、橋本保健所で開催されるひきこもり者担当者会議で伊都郡・橋本市内の現状報告や支援方法など意見交換を行い、今後の対策を検討しているところであります。

ひきこもりの現状把握につきましては、現在、橋本市内では三つのひきこもり支援団体があり、各団体が現状把握している橋本市内の対象者数は、「社会福祉法人筭懸会」が3人、「ひきこもり支援サークルとらいあんぐ

る」が7人、「なすの会」が6人、合計16人が現在把握している橋本市のひきこもり者数であります。

次に、支援グループの活動把握と行政としてのバックアップについてであります。まず、筍憩会の活動は、主に精神障がいのある人やその家族等が抱えるさまざまな悩みについて相談に応じ、必要な情報を提供しながら地域生活を支援しております。また、ひきこもり者やその家族に対しても同じように相談支援活動が行われており、市においては筍憩会を相談支援事業者として業務委託しております。

「ひきこもり支援サークルとらいあぐる」については、「社会的ひきこもり」で悩みを抱えている青年たちが社会参加していくための相談活動や居場所づくり、外出サポート・ネットワークなどを行っています。また、このサークルは橋本市ボランティアサークル連絡協議会へ加入し、補助金を含めた運営費の中から「とらいあぐる」へ活動費が支出されております。

「なすの会」については、「不登校・ひきこもりの子ども・青年を持つ和歌山県親の会」に参加し、親の支援と子どもの支援及び子どもの居場所づくりの活動を行っており、市は不登校児童生徒対策補助金を交付しています。

そして、市における今後の対応ですが、まず、広報紙等を通じて、このようなひきこもり者支援団体があることを多くの市民に知っていただき、ひきこもり者やその家族だけがこの問題を抱え込まないようにしてまいります。

また、市の窓口においては、ひきこもりで悩んでいる方に対し、精神保健福祉士の資格を持つ職員が悩みを正しく受けとめ、相談内容に応じた行政窓口やひきこもり支援団体を紹介するなど、その人にとって適切な解決場

所へと導いていくアドバイスを行っております。

ひきこもりは、特に若い世代にとって社会参加や自立を阻む大きな悩みであります。いつまでも自分の世界に閉じこもらないで、自宅から外へ出て、自宅以外の場所で家族以外の人たちと過ごし、話し合うことで社会性が養われ、社会的自立につながってまいりますので、関係機関とチームワークを組んで対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、5点目の、子ども・若者育成支援推進法に基づいて、種々の子育て支援事業とあわせて本市はどのような取り組みを考えているのか、特に若者支援とのおただしについてお答えをいたします。

少子高齢化の進む昨今、これからを担うべき若者世代が深刻な状況にあることは言うまでもありません。情報のはんらん、人と人とのつながりの希薄化、若者のひきこもり、長引く不況、就職難。社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年が増加傾向にある中、「子ども・若者育成支援推進法」は内閣府所管のもと、平成21年7月1日に成立し、7月8日公布され、平成22年4月1日施行されています。また、この法に基づき、現行の「青少年育成施策大綱」にかわり、施策の基本的方針を定めるものとして「子ども・若者ビジョン」が、平成22年7月23日に内閣総理大臣を本部長とした推進本部決定をしたところがございます。これらは社会的自立に困難を有する若者の支援に重点を置き、国や地方公共団体の責務について規定し、総合的な育成支援のための施策を推進することを目的とするものでございます。

和歌山県では平成22年度より、青少年・男女共同参画課に自立支援班が新設され、青少年が抱えるさまざまな問題や悩みに対応する

ための総合相談窓口を開設するとともに、公的支援機関、民間支援機関が連携し、社会全体で青少年を支える環境の整備に取り組んでいるところでございます。

本市におきましては、厚生労働省が所管する次世代育成支援対策推進法に基づき、橋本市次世代育成支援行動計画「子ども子育てのびのび夢プラン」により、次世代を担う子どもが心身ともに健やかに育つことができる環境の整備に取り組んでいます。ひきこもりや不登校、ニート、精神疾患等の子どもや特に若者に対し、社会参加を促進するための「子ども・若者育成支援推進法」に基づく総合的な支援対策の推進を行っていく必要があると認識しているところでございます。

今後とも橋本市における子ども・若者の状況を把握し、国・県との連携のもと、ボランティアサークル等民間支援団体のご協力も得て、関係各課と協議の上、青少年の育成・支援に努めてまいりたいと考えますので、ご理解のほど、よろしく願いをいたします。

なお、残余の件につきましては、担当参与よりお答えをいたします。

○議長（中西峰雄君）教育長。

〔教育長（松田良夫君）登壇〕

○教育長（松田良夫君）教育相談センターの充実についてお答えします。

センターは2名の適応教室指導員と2名の相談員とセンター長1名、それと有償、無償ボランティアの協力を得て運営しています。内容は大きく分けて、幼・小・中学校における不登校等の課題を抱えた子どもやその関係者に対する教育相談と、不登校児童生徒の居場所としての適応教室を運営しています。平成21年度、教育相談の相談件数は190件で相談回数は延べ1,822回、適応教室入室児童生徒は16名になります。このようにセンターは本市の不登校等の中心機関として、学校や市民の

方々に活用いただいています。

課題としては3点あります。1点目は、不登校問題です。平成21年度の不登校児童生徒は小学校20人、中学校61人、計81人であり、国や県と比べるとまだまだ対策が十分とは言えず、本市の大きな課題であります。

2点目としては、不登校生徒の中学卒業後についてです。センターはその対応年齢が中学卒業までとなっています。ほとんどの不登校生徒は進学するのですが、そのうち約10%の生徒はそのまま進路が決まらないまま卒業となり、その後のことが心配です。

3点目としては、当センター施設の問題です。活動するにあたり手狭であるのと、約築40年の木造であり、老朽化しています。

これらの課題に対し、不登校問題については未然防止、早期発見、早期対応を中心とした取り組みを学校や関係機関と連携して取り組んでおり、成果が出ています。不登校生徒の中学卒業後については、民間支援施設への紹介などを行っていますが十分ではありません。このことは、ひきこもり問題とも関連して、大変重要なことでもありますので、教育委員会と市長部局と協力して、何らかの支援ができるよう取り組んでいきたいと考えます。センター施設については、現状のままでは機能面や耐久性の面から長期の使用継続は困難と考えます。今後検討し、解決していきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）次に、嘱託職員の適正要員・適正配置と、嘱託職員の賃金と評価制度のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の嘱託職員及び臨時職員の賃金見直しのおたただしですが、現在、嘱託職員の賃金は、橋本市嘱託職員の雇用に関する規

程、臨時職員の賃金については、橋本市臨時職員の雇用に関する要綱により運用しているところです。

賃金については、一般事務職員において嘱託職員、臨時職員とも一般行政職の高校卒初任給をベースに月額支給、日額支給としています。また、専門職である保育士や保健師、看護師などについては、他の自治体や民間の賃金水準を参考に賃金を定めているところがございます。

賃金の見直しにつきましては、人事院勧告に基づく正規職員の賃金水準と連動させながら検討してまいりたいと考えます。

次に、2点目の、嘱託職員数と臨時職員数の現状と適正要員についてであります。現状は、合併後の平成18年4月1日の嘱託職員数は148人に対して、本年度4月1日では193人で、45人の増加となっております。

増加の理由につきましては、保育士のクラス持ち職員を臨時職員から嘱託職員として配置したための増員、高齢者の総合相談の増加による地域包括支援センターの介護支援専門員の増員、また、国保税が滞納とならないよう現年分収納率向上のための嘱託職員配置や、生ごみの堆肥化を推進するための嘱託職員配置、地籍調査事業の進捗率を向上させるための嘱託職員の配置など、おのあの行政需要に対応するための配置であり、業務の進捗状況によっては見直しを行うこととしています。

一方、臨時職員は297人から270人となっております。27人の減少となっております。

適正要員について、どの業務にどのような任用・勤務形態の職員を充てるかについては、基本的には各地方公共団体において判断されるものとなっております。組織において最適な任用・勤務形態の人員構成を実現することにより、最小のコストで最も効率的な行政サービスの提供を行うことは言うまでもありません。

嘱託職員の雇用は、行政事務を円滑に行うため、一定期間内に多量の事務処理をするときや、一定期間内に専門的知識または専門的スキルを必要とするときなどに雇用を行っております。また、雇用期間については、12カ月以内としますが、業務の状況等を考慮し、必要に応じて雇用期間を更新しているところです。

また、臨時職員の雇用については、正規職員等が長期の病休や出産・育児休暇取得等による欠員となる場合や季節的・臨時的業務または緊急を要する業務などで人員が必要となる場合に雇用を行っております。また、雇用期間については6カ月以内とし、6カ月を限度として更新を行っておりますが、保育士など資格を有する専門的な業務を除き、最長3年としているところです。

今後も嘱託職員については専門性のある事業の把握が必要であり、また臨時職員については一時的かつ季節的な場合などもあり、議員おただしの適正要員の予測が難しく、正規職員と同様の計画的な嘱託職員及び臨時職員の適正要員計画を作成することは非常に難しいと考えられます。

しかしながら、庁外における公民館、文化センター、保育園等における嘱託職員及び臨時職員の適正要員につきましては、施設規模をはじめ、利用者数などを基準として、今後計画的な嘱託・臨時職員の配置を考えてまいりたいと思います。

次に、3点目の、賃金表及び評価制度についてお答えいたします。嘱託職員が管理職としての重責を担っていただいたり、専門知識を有する嘱託職員が長期にわたり公務を行っていただいていることも事実でありまして、その職責に応じた賃金や能力アップを評価し、昇給するような制度であるべきとのご提言がありますが、現行地方公務員法上、臨時・嘱

託職員の雇用については、期間を定めた臨時的任用と位置付けられており、長期雇用は想定していませんので、昇給制度はなじまない制度となっているところです。

つきましては、今後の関係法令改正等の動向を見きわめながら、評価制度を含め調査研究を進めてまいりたいと考えます。

次に、4点目の、臨時職員から嘱託職員への登用についてのおたただしですが、保育園において人材確保の観点から、臨時保育士から嘱託保育士へ選考試験により登用を行った事例はありますが、原則的に嘱託職員の採用については、管理的立場の職種、専門的知識経験を要する職種等に充てるため、公募等を行い選考を経て採用を行っているところです。したがって、結果的に臨時職員が嘱託職員に採用されることはありますが、特定の臨時職員をその職種において、経験、実績を評価してそのまま嘱託職員へ登用するということは考えておりませんので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（中西峰雄君）12番 辻本君、再質問ありますか。

12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）ありがとうございます。

ちょっと質問の都合上、2番のほうの賃金の問題のところから入っていきたいと思います。

賃金表の見直しにつきましては、先ほど言いましたけど、初日に4番議員が公民館職員の待遇のところからされておりますので、私としては全体的な部分から細かく詰めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今は住民要望というのは大変増えてきておるわけでありまして、そんな中でサービスを増加していかなあかんし、新たなサービスの必要性が出てきて、市の職員の方は大変だと

思うんです。そんな中で、やっぱり有能な職員が必要であるということになってきますと、当然、正規職員で有能な職員がやっていくというのが基本だと思うんですけども、合理化といいますか、人件費削減等がかなり言われておる中で、そのかわりとして能力のある嘱託職員を採用していつておるわけでありまして、そしたら、その身分に見合う賃金保障というのは当然していくべきやと思うんです。

特に、管理職と言われる嘱託職員につきましては、特別な職を除きますと月額15万円という金額になっています。一般の嘱託職員につきましては、一部を除いて13万8,400円ということで、1万1,600円の差しかないんですね。責任の重さという、このことを考えますと、一般嘱託職員の賃金と大差がないという。管理職につきましては、時間外が当然発生しませんので、一般嘱託職員と逆転現象が起こるということもありますので、その辺、特に、まず最初に管理職の15万円という賃金について、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）嘱託職員で管理職というのは、本庁の中でも数少ない中でございます。特に多いのが出先の館長かというふうに考えます。各館長につきましては、現在、規定の中で幅はあるわけですけど、その中で基準を定めてまして15万円という形でしております。

ということで、この15万円の決定をさせていただいた経緯でございますけれども、合併のときに高野口町と橋本市とに差異があったわけですけども、他市の状況も見た中で15万円ということで決めさせていただいております。もらっております。そういうことで、4年間はみなしとかそういうことはしないわけでございますけれども、時々ほかの市の状況も

見させていただいたところ、特に低いということもございませんので、現在の状況になっている形でございます。

それと、橋本市の、特に嘱託職員全般でございますけれども、これはちょっと質問から外れますけれども、他市と比べまして、割増賃金がかかなり多いというような状況もございますので、基本給だけで比較されるだけではちょっとわかりにくいところもございますので、それも申し添えておきます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）他市と比べてということなんですけど、これ、私は臨時・嘱託職員の賃金引き上げをお願いしておるんですけども、一般の嘱託職員全部を底上げしようと思ったら、管理職の部分を上げていかないでしょうがないんでね。特にまず管理職からいかしてもらってるんですけども、管理職としてかなりの責任を持って、特に出先機関でいろんなところへ行ったりとか、いろんな地域の付き合いもあって、そんな中でこの15万円というのは、一般の嘱託職員と比べてほんまに適正な賃金かということ、もうちょっと配慮してやるのが当然やと思うんですよ。

それともう一点、特に疑問を感じておるのは、昨日から企業誘致の嘱託職員の募集をされておるんですね。ここで見ましたら賃金が17万円です。基本賃金月額が17万円だと。これは、私は別に高いとも低いとも思ってません。市長の施策の中で企業誘致が大変重要であるということで、これぐらいの賃金、まだ、もっと出してもいいのかなという気もするんですけども、誘致にかなり出ていく機会が多いということで、これはもうこれで別にとどうということはないんですが、このことと、この今の、現在の管理職と言われる嘱託職員の賃金を比較すると、どうも理解ができないん

ですよ。ものすごく不公平がある。これ、入って、管理職と言われる嘱託職員でも、かなり長くやられている方がおられますね。ずっと15万円ですよ。それで、この企業誘致の嘱託職員の募集要項を見たら、企業への営業経験年数が3年以上、これだけですわ。あとは一般的な資格ですよ。資格というか、条件ですわ。パソコンができる、これは基本的なことですわな。パソコンの操作。宿泊を伴う出張ができるとか、普通運転免許。こんなんはもう当然のことでしょう。今の、まあ言うたら、この嘱託職員の募集とか臨時職員の募集から言うたら、何ら特別な要項でもないのに、なぜ今現在長く勤めておられる管理職と言われる嘱託職員の賃金より2万円も高いんですか。そしたら、私としてはこれを下げろとは言っていないですよ。できれば現在の管理職と言われる嘱託職員も、これに合わせていくぐらいの必要性があるのではないかなと思うんですけども、その辺、答弁ください。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）15万円を決めたときの話でございますけれども、いわゆる管理職になれる館長並びに庁内の管理職もそうですけれども、生活盛りというような形のもの、想定してないような形のものが多いです。そういうことで、ある程度、自分のノウハウを定年後でも生かしていただけるような職場というような位置付けの中で、少ないながらもちょっと頑張っていたくというような形の設定の中で、若い人よりもちょっと比率からいったら少ないかなというのは確かなところでございます。ただ、管理職だから上げたということじゃなしに、そういう考えのもとに、他市の状況も含めまして、ある程度、今までの培ってきたものを生かしてもらうような職場として、仕事をしていただくということでそういう金を設定させていただいている



のは確かでございます。

○議長（中西峰雄君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）管理職として、責任を持たせておるんでしょう。それを考えていくと、ちょっとバランスが悪いという。また十分検討してください。今年度中はこの金額で、途中で上げるわけにいかんのやから、来年の賃金、これは嘱託職員やから来年というのはないんやけども、橋本市は本来、地方公務員法でいくと1年しか雇われへんというのに、何年も何年も継続して雇っておるわけですわ。そういうことを考えていったら、来年も採用されるということを加味したら、今年ではでき辺から、来年度に賃金改定してもらったらええんで。十分検討してくださいよ。区長制度ではないけど、何回も質問さしてもらいます。

続いて、この一般嘱託職員の賃金について言います。これは公民館職員の話もありましたけども、いろんなところで資格を持ってやっておると。ただ単なる業務と、一般行政業務というのと、資格をとってそこにかかわっている人、そして起案もしている。そうでしょう。公印まで押しておるんですよ。そういう人と、一般的に嘱託職員として一般行政事務をしている人と差がないというのは、おかしいん違いますか。

それと、勤続の問題もそうでしょう。これは、地方公務員法であかんと言いながら採用しておるわけですわ。そうでしょう。臨時職員は半年で切って、嘱託職員は1年で切っておれば、それは賃金がずっと一緒でも構へんのですわ。そうでしょう。便宜上、継続して採用しておるわけでしょう。そしたらやっぱり、経験とかそういう資格の部分を見てやってやるのが当然のことやと思うんですよ。何もかも一緒というのはおかしな話です。

その辺、やっぱり嘱託職員のそういう方々に、大変今まで正規職員がやっていたことを

やってもらって、重要な仕事をしてもらっておるわけでしょう。大事な部分の仕事をやっている人がそういう状況であれば、やる気がやっぱりなくなっていくわけでしょう。そやから、やる気のある職場にしていって、職員のモチベーションを上げたったら仕事をしてくれるわけですわ。それがひいては市のため、市民のためになるわけでしょう。そんな大きなプラスになることを、何で改革せえへんのかなという。地方公務員法で逃げ道みたいに言うてるけども、逃げ道を使って上げてるところは全国的にもあるわけよ。経験を積んだ、勤続年数を考えて、上げていっておる市はあるわけよ。そうでしょう。日本全国全部それに基づいて何もしてない、全部一緒やと、毎年賃金は一緒やというところは、それはいろいろありますよ。上げていってるところもあるわけよ。

そんなんから考えたら、当市もやっぱり、当市の計画からいったら、100人削減とかいって正規職員を削減しておる計画があるわけでしょう。適正要員の絡みで、正規職員を削減していったら、当然、そのかわりとして嘱託職員が増えてくるわけでしょう。嘱託職員に労働が、まあ言うたらかかってくるわけよ。従来、正規職員がやっていた内容のことを安い賃金で嘱託職員にやってもらわなあかん。安い賃金であるけども、それなりのことをやっぱり考えていってやるというのは、大事なことと違うかなと思いますので、その辺、嘱託職員の賃金というのは十分考えてください。ちょっと次のやつをやりたいので、あまりこれにばかりこだわられへんので。

それと、臨時職員の部分ですけども、臨時雇いの賃金表があるんですけども、ものすごいばらばらなんですよ。臨時雇いの時間給。これも、あまり時間がないので言われへんけど、またゆっくりしたいんですけども、一般

事務職の日額と、給食調理員の日額、これが一緒なんです。それなのに、まあ言えば、軽作業の甲というのは7,770円、これは高い。清掃作業員8,470円、高いです。この辺に、まあ言えば、清掃作業員と給食調理員にどういう、なぜ差がついておるんですか。一般事務職と比べて。その理由をお聞かせください。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）正規職員につきましては、現在は清掃やからということで、他市では不手当とか、いろいろな衛生手当とかついていたことがございますけども、私どもも整理したような状況がございます。ただ、清掃作業員については、手当が一部正規職員でも残っている関係上、これは清掃作業員については一部割高な単価になっておるのが現状でございます。ということで、正規職員の給食調理員と正規職員の清掃作業員の手当の差がこういう形で現れているということで、こんなにも手当が大きくはございませんけれども、差でございます。

○議長（中西峰雄君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）この賃金表を見直ししてくださいよ。基本的には、臨時雇いというのは一律でええと僕は思うんです。一律で。職種によってプラスアルファ何ぼという形のものをつくっていくのがわかりやすいんですよ。こんな細かくばつとやっていたら、どこに基本があるかわかれへんのですよ。基本は基本。基本線。臨時雇いの基本日額はこうやと。そして、その中にいろんな資格があつて、こういう形でつけていくというね。何ぼつけてるんやということがわかるような、きちっとした賃金表に改定していかんとだめやと思うので、その辺、検討してください。もうお願いしておきます。時間ないので。

あと、要員の問題についても、どこの企業でも正規職員は、ここの職場は正規職員何人、

嘱託職員何人という、きちっとした要員表というのがあるわけよ。そうでしょう。何でもかんでも適当に雇っておつたらええというわけじゃないので、そやから、それぞれの課、部でもいいですけども、正規職員何名、嘱託職員何名という、そういうきちっとした要員表をつくって補充するなり、そういう形の体制をとっていくというのが大事なので、その辺も十分検討してください。また、改めてさせていただきます。

この2番目はこれで終わります。続いて1番のひきこもりのところに行きます。

市長、大変答弁いただきましてありがとうございます。市長の気持ちは十分わかっておりますので、それに基づいて他の幹部職員、担当課がどれだけ市長の思いを反映させてくれるかどうかということが大事になりますので、これからは市長のご答弁は結構ですので、直接の担当説明のほうからお願いしたいと思います。

ひきこもりの現状把握ですけども、これは実際そこへ行ってる人だけの報告やと思うんです。そうでしょう。施設、そういう支援団体があつて、これ16人でしょう。そういうのが全国で70万人と言われておるでしょう。それから計算していったら、かなりの人数のひきこもりの子どもがおるというのを、やっぱり予測できるわけでしょう。田辺市なんかすごいでしょう。たくさん抱えておるので、もう早くからやってるんです。ここの、もうある程度トータルでいきたいんですけども、支援も含めて、橋本市はひきこもりの現状把握がまったくできてない。これやったら施設とか支援団体だけ、そこへ来ている子どもの数だけですわ。橋本市にひきこもり16人ですか。比率からいったら三百五、六十人はおるはずなんです。私の近くにも、ひきこもりの子どもが何人かおるんですよ。それをこんな16

人で、これでええわというような話をしてもらったら困るんですよ。そうでしょう。

それで、田辺市なんかは、ひきこもりに関しては早くから取り組んでおるんですよ。もう8年以上前ですよ。取り組んでおるんですよ。なぜ橋本市はそういう取り組みができないのかなと思ってね。橋本市は、言うたら悪いけど、和歌山県の中でも一番進んだ取り組みをしてほしい。それはできる条件のあるまちですわ。言うたら悪いですけども。そうでしょう。その辺がちょっと取り組みが悪いので、副市長、田辺市のそういうことを勉強しておるのか、県でおられたし勉強しておるのか。それと、この子ども・若者育成支援推進法について理解しておるのか、ちょっと答弁してください。

○議長（中西峰雄君）副市長。

○副市長（清原雅代君）田辺市の分につきましては、2000年頃から担当の保健師を窓口として1名置いて、そういった支援というんですか、してきているというふうに聞いております。それは、やはり家族の方からのいろいろなご要望によって、それを取り組むこととしたということで、何て言うんですか、デイケアというか、まずは家へお伺いして、その家のご家族とか本人さんとお話することによって、徐々に外へ出ていただくための支援というか、ある一定の場所へ出てきて、その方に居場所づくりをしてあげるといって、そういった取り組みにつなげていったり、あと福祉と医療と保健の、そういった三者の機関が連携しながら、いわゆるカンファレンスとかもしながら、その人たちを支えていっているというような取り組みをされているというのは、聞かせていただいております。

非常に大事なことと思っておりますけども、県下的な流れといたしましては、うちの橋本市には、そういった先ほど申しあげました支

援する団体が三つあるんですけども、割と地域的に偏ってまして、田辺市、和歌山市、あと有田川町ですか、何か県下的にもそういった団体がある地域も、限られたような地域にしか支援団体がないということで、これからうちのほうといたしましても、国の取り組みをもとに、その取り組みの支援を充実していかなければいけないというふうに思っております。

○議長（中西峰雄君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）ほんまに大事なことなので、和歌山県の、県の取り組みばかり先ほど答弁いただいたので、これは市長が書いたやつと違うので、担当が書いたと思うんですけど、県の取り組みばかり言うてくれておるけど、最初の答弁もそうですけども、県の取り組みはええんですわ。実際。こんなん地域で密着して、基礎自治体が自分とこの地域の子どもたちをどないかしていったらんと、県へ行ったら、県は相談窓口できましたよ。県へ行ったらこっこの紹介しておるけど、またはね返ってくるのが市なんですわ。市で対応せなあかんねん。市内の子どもは市で対応してあかん。そこは紹介するだけ。ここへ行きなさいとか、振るだけなんよ。

そんなんでは話になれへんのよ。基本的なひきこもりとかニートの問題とか。そうでしょう。これ、ひきこもりがニートになっておるわけでしょう。なっていくわけでしょう。この若者をきちっと、言うたら就職のところまで、小さい時分からいじめ、不登校、虐待とかそういうのをなくして行って、ひきこもりもなくして、ニートもなくして、就職させてやったら橋本市にとって大きなプラスになるわけでしょう。企業誘致もプラスやけども、橋本市の子どもら、若者が全部ちゃんと就職できる。ものすごい大きなプラスなんやけども。こういうことにもっと積極的に取り組ん

でほしいんですよ。早くから。田辺市は早くから取り組んでおる。そうでしょう。

市長の政策、教育と福祉。市長は、十分その気持ちはわかるので、私は理解できておるんよ。そしたら、市長の教育と福祉という大きな理念を、だれがやっていくんとなったら、副市長以下、そこらの座っている方なんよ。そうでしょう。市長の理念はわかっている。市長はもう教育と福祉は大事やとわかっているから、そのあとの人が全部ついて行ったってもらわな。そうでしょう。それではじめて市長の政策が生きるわけやろう。

そやから、もっと田辺市の勉強をしていただいて、きちっと、副市長、田辺市は早くから検討委員会をこしらえている。橋本市、いろんな子どもに係っておるのをやっておるけども、ばらばらなんよ、言うたら。その部署、部署で見たら一生懸命やっておるんよ。そやけど、実際トータルで言うたら、まあ言うたら、横の連携も悪いし、旗振る者がおれへんわけや。タクト振るやつが、指揮者がおれへん。そしたら、窓口をきちっとここやと。橋本市は子どもに係っていることはここに言うたら何でも、そなんやったらここへ行きよ、そなんやったらここへ行きよという、そういうことをやってくれる窓口が絶対必要なんよ。こんなん県に任せておいたらあかんのやで。

この間、内閣府のことなので、この法律の問題で内閣府の参事官と会いまして、僕、言うておきました。県へ何ぼ補助出したってあかんど。こういうことは地域密着でやらなやから、基礎自治体へ補助金出したってよという話をしましたけども、要はそなんよ。県がやっておるから県へ行って県へ相談しよう、そなんでは話にならんので、田辺市にもすごく遅れてるけど、いろんな団体に対する支援も悪いけども、この際、もう一回、

橋本市に大事なことやからやっていこうよと。検討委員会でもつくって進めるという気持ちがあるのか。検討委員会でもつくるという答弁をもらわんと、これ何回でも私、せんなんことになるんでね。あとまだちょっとしたいことあるので、検討委員会こしらえるんかどうか、それだけ答弁してください。

○議長（中西峰雄君）副市長。

○副市長（清原雅代君）先ほど私がお答えさせていただいたのは、県の取り組みではなくて、田辺市でそういった先進的な取り組みをされているということです。非常に必要な取り組みであると思いますので、どういう実態があるのかも含め、やはり橋本市としてもつかんでいく必要があると思いますし、今現在、教育委員会が取り組んでおります小・中学生というんですか、教育相談センターのほうで取り組んでいただいているひきこもりのいろんな取り組みもございますので、連携をとりながら、そういった検討会も行うということで、連携をとりながら進めてまいりたいと思います。

○議長（中西峰雄君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）検討するん違うんよ。検討委員会をつくるんかどうかの答弁をいただきたいんです。

○議長（中西峰雄君）副市長。

○副市長（清原雅代君）検討委員会はつくって、そういった取り組みを進めてまいりたいと思います。

○議長（中西峰雄君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）期待しています。田辺市に学んでいただいて、田辺市に負けんような、橋本市、やっぱり和歌山県下ではやっぱりすばらしいな、木下市長の方針に基づいてほんまにうまいこといってるなということを、やっぱり見せてほしいと思います。

そなん言うておっても、なかなか時間が

かかることやと思うんよ。そんなん言うて、検討委員会を立ち上げるすらはっきり答弁せえへんのやからね。立ち上げてもなかなか進めへんと思うんで、差し当たっての対策というたら、僕は教育相談センターやと思うんです。これは質問してるけど。教育相談センターをどない充実していくんかということが、とりあえずの対策なんよ。そやから、教育相談センターが15歳までしかない、できへんで、これをやっぱり最低でも二十歳、子どもが成人するまでそういう子どもらをケアしていく、フォローしていく、見ていくという、そういう体制をつくったってほしいんですよ。まあ言うたら、教育長、先ほど答弁いただいたけど、施設も築40年でもうがたがたと。狭いし、環境悪い。相談件数多いのに職員も少ないし。その辺、教育相談センターをどないするんかという、どない充実さしたるんか、施設の問題も含めて答弁ください。もう副市長でお願いします。

○議長（中西峰雄君）副市長。

○副市長（清原雅代君）確かに議員おっしゃるとおり、現在の教育相談センターの施設は、非常に暗くて古い建物でございます。それにつきましては今現在、教育委員会と、もう少し広いところへいけないかとか、いろんなことを話し合いしておりますので、前向きに取り組んでまいりたいと思います。

○議長（中西峰雄君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）よろしくお願いします。

最後に一点だけお願いというか、その支援

団体でいろんな施策で、市長のほうからも答弁ありまして、補助金とか出されておるといことなんですが、もっと、特に、とらいあぐるにつきましては、私財を投入されてどうか、自分の持ち家を開放してやられておるんですけども、かなり老朽化してきてるし、狭いということもありますし、やはりもう少しそういう支援団体に協力していくとか、手助けしていくとか、援助していくとか、そういうことをぜひとも考えていただいて、もっともっと掘り下げて、実際やっていたらどうという苦労がある、悩みがあるんやとか、苦労があるんやということをやっぱり十分調査して、理解をしていただいて、きちっとした支援をしてあげてほしいと思うんです。それとあわせて、これから市内のひきこもりがどれぐらいいてるんかということも、その人たちと連携をとりながらきちっと調査をして、実態把握をしていただくということ。これもあわせてお願いしておきますので。

終わりたいと思います。

○議長（中西峰雄君）これをもって、12番 辻本君の一般質問は終わりました。

---

○議長（中西峰雄君）これで、一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

（午後1時50分 散会）